

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2007-202064
(P2007-202064A)

(43) 公開日 平成19年8月9日(2007.8.9)

(51) Int. Cl.	F I			テーマコード (参考)		
HO4L 9/32 (2006.01)	HO4L 9/00	673B	5J104			
HO4Q 7/38 (2006.01)	HO4B 7/26	109S	5K027			
HO4B 7/26 (2006.01)	HO4B 7/26	M	5K067			
HO4M 1/67 (2006.01)	HO4M 1/67		5K201			
HO4M 1/00 (2006.01)	HO4M 1/00	V				

審査請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 15 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号 特願2006-21064 (P2006-21064)
(22) 出願日 平成18年1月30日 (2006.1.30)

(71) 出願人 000002897
大日本印刷株式会社
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
(74) 代理人 100096091
弁理士 井上 誠一
(72) 発明者 大野 毅
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
大日本印刷株式会社内
Fターム(参考) 5J104 AA07 AA12 AA16 EA04 EA15
EA16 JA03 KA02 KA04 NA02
NA05 NA27 NA37 NA38 PA01
PA14
5K027 AA11 BB09 HH23 HH26 MM03

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 通信システム及び携帯端末

(57) 【要約】

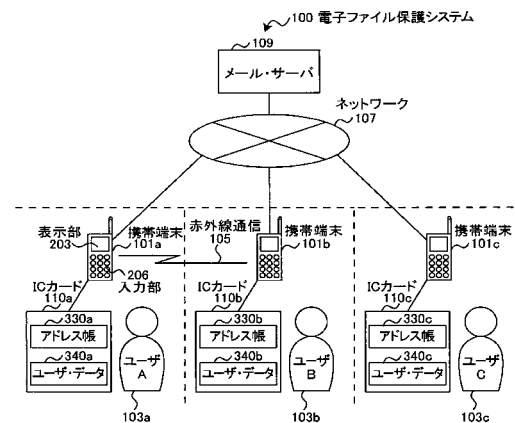
【課題】 データの閲覧制限のできる通信システム及び携帯端末を提供する。

【解決手段】 通信システム(電子ファイル保護システム)100は、メール・サーバ109と、複数の携帯端末101a、101b、101c等がネットワーク107を介して接続されて構成される。携帯端末101a、101b、101cは、それぞれユーザA103a、ユーザB103b、ユーザC103cに所有される。

携帯端末101にはプラグイン型のICカード110が搭載されており、アドレス帳330等のデータが保持される。

送受信する双方の携帯端末101を使用して個人情報データ310をやりとりする場合には、電話番号やメール・アドレス等の情報の他に電子証明書311が付加され、送信先の携帯端末101のアドレス帳330に、送信元ユーザの電子証明書311が保存される。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

複数の携帯端末間で通信を行う通信システムであって、

第 1 の携帯端末は、

第 1 の携帯端末を特定する個人情報と、第 1 の携帯端末固有の鍵を含む認証情報とを、サーバを介さずに第 2 の携帯端末に対して通信する通信手段を有し、

第 2 の携帯端末は、

前記第 1 の携帯端末から送られる前記個人情報と前記認証情報を保持する保持手段を有し、

前記第 1 の携帯端末は、

データを前記鍵で暗号化して、サーバを介して前記第 2 の携帯端末に送信する第 2 の送信手段を有し、

前記第 2 の携帯端末は、

前記第 1 の携帯端末からサーバを介してデータが送られると、前記保持手段から前記第 1 の携帯端末に関する鍵を含む認証情報を抽出する手段と、前記データを前記鍵で復号する手段と、

を具備することを特徴とする通信システム。

10

【請求項 2】

前記第 1 の携帯端末は、

前記データを生成する際に、生成者を特定する第 2 の認証情報を前記データに付加する手段を有し、

前記第 2 の認証情報が付加された前記データが、前記第 2 の携帯端末に送られ、

前記第 2 の携帯端末は、前記データの生成者と前記第 2 の携帯端末の所有者を比較し、一致しない場合、前記データの転送を禁止する手段を有することを特徴とする請求項 1 記載の通信システム。

20

【請求項 3】

前記第 1 の携帯端末は、

前記データを生成する際に、コピー制限回数を前記データに付加する手段を有し、

前記コピー制限回数が付加された前記データが前記第 2 の携帯端末に送られ、

前記第 2 の携帯端末は、前記データを保存する際に前記コピー制限回数を「1」減らす手段を有することを特徴とする請求項 1 記載の通信システム。

30

【請求項 4】

前記第 1 の通信手段は、赤外線通信であることを特徴とする請求項 1 記載の通信システム。

【請求項 5】

第 1 の携帯端末と通信を行う第 2 の携帯端末であって、

第 1 の携帯端末から、第 1 の携帯端末を特定する個人情報と、第 1 の携帯端末固有の鍵を含む認証情報とを、サーバを介さずに第 2 の携帯端末に対して通信されると、

前記第 1 の携帯端末から送られる前記個人情報と前記認証情報を保持する保持手段と、

前記第 1 の携帯端末からデータを前記鍵で暗号化して、サーバを介して前記第 2 の携帯端末に送信されると、

前記第 1 の携帯端末から、サーバを介してデータが送られると、前記保持手段から前記第 1 の携帯端末に関する鍵を含む認証情報を抽出する手段と、

前記データを前記鍵で復号する手段と、

を具備することを特徴とする携帯端末。

40

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、通信システム及び携帯端末に関するものである。

【背景技術】

50

【0002】

昨今、デジタルカメラやカメラ付携帯電話の普及に伴い、個人で撮影した画像等の電子ファイルをネットワーク経由で送受信することが多くなっている。同時にネットワーク環境の拡大に伴い、画像の撮影者や被撮影者の意図に反して電子ファイルがネットワーク上に流出するといった問題点もある。

【0003】

このように、ネットワーク上への電子ファイルの流出が行われることへの対策として、プロが作成したデジタルコンテンツのデータ保護や閲覧制限（コピーワンス等）は存在するが、一般のユーザが作成したデジタルコンテンツのデータ保護や閲覧制限の仕組みは整備されていない。

10

【0004】

一方、電子ファイル、即ちデジタルカメラ等で撮影された画像や、その他のあらゆる種類のデジタルコンテンツを含む電子ファイルに対して個人情報や埋め込む技術はすでに存在している。また、このような電子ファイルを読み出す技術も存在している（例えば「特許文献1」参照。）。

【特許文献1】特開2005-71054号公報

【0005】

しかしながら、個人情報を読み出し、電子ファイルの作成者が特定できるとしても、電子ファイルそのものがインターネット上に流出してしまった場合、不特定多数の第三者から当該ファイルを閲覧されてしまう危険性は依然として存在する。

20

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

本発明は、前述した問題点に鑑みてなされたもので、その目的とするところはデータの閲覧制限のできる通信システム及び携帯端末を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0007】

前述した目的を達成するために第1の発明は、複数の携帯端末間で通信を行う通信システムであって、第1の携帯端末は、第1の携帯端末を特定する個人情報と、第1の携帯端末固有の鍵を含む認証情報とを、サーバを介さずに第2の携帯端末に対して通信する通信手段を有し、第2の携帯端末は、前記第1の携帯端末から送られる前記個人情報と前記認証情報を保持する保持手段を有し、前記第1の携帯端末は、データを前記鍵で暗号化して、サーバを介して前記第2の携帯端末に送信する第2の送信手段を有し、前記第2の携帯端末は、前記第1の携帯端末からサーバを介してデータが送られると、前記保持手段から前記第1の携帯端末に関する鍵を含む認証情報を抽出する手段と、前記データを前記鍵で復号する手段と、を具備することを特徴とする通信システムである。

30

【0008】

前記第1の携帯端末は、前記データを生成する際に、生成者を特定する第2の認証情報を前記データに付加する手段を有し、前記第2の認証情報が付加された前記データが、前記第2の携帯端末に送られ、前記第2の携帯端末は、前記データの生成者と前記第2の携帯端末の所有者を比較し、一致しない場合、前記データの転送を禁止する手段を有する。

40

【0009】

前記第1の携帯端末は、前記データを生成する際に、コピー制限回数を前記データに付加する手段を有し、前記コピー制限回数が付加された前記データが前記第2の携帯端末に送られ、前記第2の携帯端末は、前記データを保存する際に前記コピー制限回数を「1」減らす手段を有する。

【0010】

前記第1の送信手段は、赤外線通信である。

【0011】

第2の発明は、第1の携帯端末と通信を行う第2の携帯端末であって、第1の携帯端末

50

から、第1の携帯端末を特定する個人情報と、第1の携帯端末固有の鍵を含む認証情報とを、サーバを介さずに第2の携帯端末に対して通信されると、前記第1の携帯端末から送られる前記個人情報と前記認証情報を保持する保持手段と、前記第1の携帯端末からデータを前記鍵で暗号化して、サーバを介して前記第2の携帯端末に送信されると、前記第1の携帯端末から、サーバを介してデータが送られると、前記保持手段から前記第1の携帯端末に関する鍵を含む認証情報を抽出する手段と、前記データを前記鍵で復号する手段と、を具備することを特徴とする携帯端末である。

【発明の効果】

【0012】

本発明によれば、データの閲覧制限のできる通信システム及び携帯端末を提供することができる。 10

【発明を実施するための最良の形態】

【0013】

以下添付図面に基づいて、本発明の実施形態に係る通信システム（電子ファイル保護システム）100について詳細に説明する。

【0014】

図1は、電子ファイル保護システム100の構成を示すブロック図である。図1に示すように、電子ファイル保護システム100は、メール・サーバ109と、複数の携帯端末101a、101b、101c等がネットワーク107を介して接続されて構成される。携帯端末101a、101b、101cは、それぞれユーザA103a、ユーザB103b、ユーザC103cに所有される。 20

【0015】

携帯端末101は、携帯電話（特に第3世代3GPP）、アナログTVやデジタルTVの受信機器であるセットトップボックス（STB）、車載案内装置やGPS等の位置信号受発信機器である車載端末等である。

【0016】

携帯端末101は、それぞれ、表示部203や入力部206等を有し、ユーザ103によって操作される。また携帯端末101にはプラグイン型のICカード110が搭載されており、アドレス帳330等のデータが保持される。

【0017】

ネットワーク107は、インターネット、ローカルエリアネットワーク（LAN）等のネットワークであり、有線、無線を問わない。 30

【0018】

メール・サーバ109は、サーバコンピュータ等であり、携帯端末101におけるメールの送受信を管理するサーバである。メール・サーバ109は、携帯端末101のサービスプロバイダが有する。

【0019】

次に、図2を参照しながら、携帯端末101のハードウェア構成を説明する。図2は、携帯端末101のハードウェア構成図である。本発明に関連した構成要素のみを図示しており、送受話部等の図示は省略してある。 40

【0020】

携帯端末101は、制御部201、記憶部202、表示部203、カメラ204、送受信部205、入力部206、マイク207、記録媒体I/F部208、暗号化・復号回路209、赤外線通信部210、アンテナ211等が、バス212を介して接続され、構成される。

【0021】

制御部201は、CPU（Central Processing Unit）、ROM（Read Only Memory）、RAM（Random Access Memory）等で構成される。

【0022】

CPUは、記憶部202、ROM、暗号化・復号回路209、ICカード220やメモリカード230等の記録媒体等に格納されるプログラムをRAM上のワークメモリ領域に呼び出して実行し、システムバスを介して接続された各装置を駆動制御し、携帯端末101が行う各種処理を実現する。

ROMは、不揮発性メモリであり、コンピュータのブートプログラムやBIOS等のプログラム、データ等を恒久的に保持している。

RAMは、揮発性メモリであり、記憶部202、ROM、記録媒体等からロードしたプログラム、データ等を一時的に保持するとともに、制御部201が各種処理を行う為に使用するワークエリアを備える。

【0023】

記憶部202は、制御部201が実行するプログラム、プログラム実行に必要なデータ、OS（オペレーティングシステム）等が格納される。

これらの各プログラムコードは、制御部201により必要に応じて読み出されてRAMに移され、CPUに読み出されて各種の手段として実行される。

【0024】

表示部203は、CRTモニタ、液晶パネル等のディスプレイ装置である。カメラ204は、画像データ、映像データ等を取得する。

【0025】

送受信部205は、携帯端末101とネットワーク107間の通信を媒介する通信インタフェースであり、ネットワーク107を介して、メール・サーバ109と、携帯端末101間の通信制御を行う。送受信部205は、アンテナ211と接続される。

【0026】

入力部206は、データの入力を行い、例えば、キーボード、テンキー等の入力装置である。マイク207は、音声データを取得する。

【0027】

記録媒体I/F部208は、記録媒体へのデータの授受を行う。記録媒体は、ICカード220、メモリカード230等である。

暗号化・復号回路209は、暗号化したデータに対する復号、及びデータの暗号化を行う。

【0028】

赤外線通信部210は、赤外線による通信を行う。赤外線通信部210では、受信した赤外線を制御信号に変換する等の処理を行う。赤外線による通信は、メール・サーバ109を介さずに行われる。赤外線のほかに、電磁波や超音波等を用いた他の近距離無線通信方式を用いてもよい。

【0029】

図3は、ICカード110を示す図である。

図3に示すように、ICカード110は、接触型ICカードであり、ICモジュール端子とリーダ/ライタの端子が接触することで電力供給や通信を行う。

ICカード110は、CPU301、ROM303、RAM305、EEPROM307（Electrically Erasable Programmable ROM）等を有する。

【0030】

ROM303は、プログラム領域309を有し、アプリケーションの追加・削除が可能なプラットフォーム型のOS360を格納する。またアプリケーション・プログラムの一部を格納する。電子ファイル保護システム100における保護アプリケーション・プログラム350等が格納される。

【0031】

EEPROM307は、ユーザ領域を有し、プラットフォーム型OSに対応したアプリケーションを複数搭載可能とする。例えば、アプリケーションとして、契約端末の認証を行う認証アプリケーション・プログラム、正当使用者/端末を特定するための認証情報（

10

20

30

40

50

例えば、契約者識別情報等)を搭載、格納する。また、アドレス帳330や、ユーザ・データ340等が格納される。

尚、ICカード110は、この構成に限られるものではない。

【0032】

次に、図4を参照しながら、携帯端末101における個人情報データ310について説明を行う。図4は個人情報データ310の一態様を示す図である。個人情報データ310は携帯端末101のICカード110中に保存され、ユーザ103間で赤外線通信105を介して送受信されるデータである。個人情報データ310は、他のユーザ103の携帯端末101より受信し、赤外線通信部210経由で入力され、アドレス帳330に保存される。

10

【0033】

電子証明書311は、各携帯端末101に固有の識別情報である。暗号鍵314及びIMSI(International Mobile Subscriber Identity:加入者識別番号)315を含む。暗号鍵314は、携帯端末101を所有するユーザ103が、自分の作成した電子ファイルを暗号化するとき使用するデータである。即ち、ユーザA103aが、自分が撮影した画像データを携帯端末101中で暗号化して、ユーザB103bに送信する。このとき、暗号鍵314が使用される。ユーザB103bは、自分の携帯端末101bで受信した電子ファイルを同じ暗号鍵314で復号して初めて参照が可能となる。IMSI315は加入者識別番号であり、携帯端末の各ユーザに固有の番号である。即ち、IMSI315は携帯端末101のICカード110毎に設定される番号である。

20

【0034】

電子ファイル保護システム100において、電子証明書311は、電子ファイルの作成者、すなわち画像データを撮影、取得した携帯端末101等を特定する際にも使用される。

【0035】

電話番号312は、携帯端末101の電話番号、メール・アドレス313は、携帯端末101のメール・アドレスである。個人情報データ310には、電子証明書311、電話番号312、メール・アドレス313の他、ユーザ103の氏名等任意のデータを含むことができる。

30

【0036】

次に、図5を参照しながら、送信データ320について説明を行う。図5は送信データ320の一態様を示す図である。

送信データ320は、画像データ等のデータを送信する際の送信内容を示す。

送信データ320は、アドレス帳330とユーザ・データ340を参照して作成され、メール・サーバ109を経由し、他の携帯端末101に送信される。

送信先電子証明書321は、ユーザ・データ340を送信しようとする相手の携帯端末101の電子証明書である。アドレス帳330より、ユーザ601に対応する電子証明書602が参照されて付加される。

【0037】

電子証明書322は図4の電子証明書311と同様のもので、ユーザ・データ340に含まれるものである。即ち、送信しようとするデータ部325の作成者、すなわち画像データの撮影者等の保有する識別情報である。

40

コピー回数323は、送信しようとするデータ部325に対して許可されたコピーの回数である。

特定ユーザ324は、送信しようとするデータ部325の閲覧を許可されたユーザのIDである。特定ユーザ324には、IMSIを使用してもよいし、メール・アドレスや電話番号を使用してもよい。

【0038】

データ部325は送信しようとする画像や映像などのデジタルコンテンツのデータであ

50

る。送信時には、送信する携帯端末101で暗号化を行う。

【0039】

次に、図6を参照しながら、アドレス帳330について説明を行う。図6は、アドレス帳330の一態様を示す図である。アドレス帳330は、携帯端末101のICカード110に保持される。アドレス帳330のデータの取得は、ユーザ103の入力、又は赤外線通信による他の携帯端末101からのデータの受信によって行われる。

【0040】

ユーザ601は、送信先となるユーザ103を識別する情報である。電子証明書602はユーザ601に対応する携帯端末101の暗号鍵、IMS I等の情報である。電子証明書602がアドレス帳に330に含まれる場合は、赤外線通信105によって個人情報データ310を取得したユーザ103に限られる。

電話番号603はユーザ601に対応する電話番号、メール・アドレス604はユーザ601に対応するメール・アドレスである。

尚、アドレス帳330に含まれるデータ項目は、この構成に限られるものではない。

【0041】

次に、図7を参照しながら、ユーザ・データ340について説明を行う。図7はユーザ・データ340の一態様を示す図である。ユーザ・データ340は、携帯端末101のICカード110に保持される。ユーザ・データ340の取得は、カメラ204で撮影を行ったときや、他の携帯端末101から送信されたデータを受信したときに行われる。

【0042】

ID701は、データを識別するIDである。属性702はデータ部325のデータの種類を示す。コピー回数323及び特定ユーザ324は、図5のコピー回数323、特定ユーザ324と同様のものである。電子証明書322は該当データの作成者を識別する情報である。図5の電子証明書322と同様のものである。データ部325は、画像データ、音楽データ、映像データ等のデジタルコンテンツそのものを示し、図5のデータ部325と同様のものである。

【0043】

次に、図8を参照しながら、携帯端末101aより、携帯端末101bに個人情報データ310を送信する際の動作について説明を行う。図8は携帯端末101a、携帯端末101bの動作を示すフローチャートである。

例えば、ユーザA103aと、ユーザB103bが互いの携帯端末101を使用して、電話番号等の情報を交換するときの動作である。

【0044】

最初に、携帯端末101aの制御部201は、メール・アドレス等の個人情報のデータに携帯端末101aの電子証明書311を付加し、個人情報データ310を生成し、赤外線通信部210を介して、携帯端末101bに送信する(ステップ801)。

【0045】

携帯端末101bの制御部201は携帯端末101aから受信した個人情報データ310をアドレス帳330bに書き込む(ステップ802)。

【0046】

以上のようにして、送受信する双方の携帯端末101を使用して個人情報データ310をやりとりする場合には、電話番号312やメール・アドレス313等の情報の他に電子証明書311が付加され、送信先の携帯端末101のアドレス帳330に、電子証明書311が保存される。

【0047】

具体的に、ユーザA103aとユーザB103bが知り合ってお互いにアドレスの交換を行う場合を例にとる。ユーザA103aは、ユーザB103bに自分の携帯端末101aに保存された自分のプロフィール、即ち、電話番号312やメール・アドレス313などの情報を赤外線通信105経由で送信するための操作を行う。すると、携帯端末101aの制御部201が電子証明書311を付加して個人情報データ310として送信する。

10

20

30

40

50

【0048】

ユーザ B 1 0 1 b も同様に、携帯端末 1 0 1 b に保存されたプロフィールを携帯端末 1 0 1 b に送るための操作を行う。相互に送受信された個人情報データ 3 1 0 には、電子証明書 3 1 1 が含まれている。携帯端末 1 0 1 a のアドレス帳 3 3 0 a には、ユーザ B 1 0 3 b の情報として、電話番号 6 0 3、メール・アドレス 6 0 4 の他に電子証明書 6 0 2 が保存される。この電子証明書 6 0 2 は、携帯端末 1 0 1 b から送られる暗号化された電子ファイルを復号する際に用いられる。

【0049】

同様に、ユーザ B 1 0 3 b の携帯端末 1 0 1 b のアドレス帳 3 3 0 b には、ユーザ A 1 0 3 a の電子証明書 6 0 2 が保存される。前述と同様、この電子証明書 6 0 2 は、携帯端末 1 0 1 A から送られる暗号化された電子ファイルを復号する際に用いられる。

10

【0050】

以上のように、実際に面識があって、直接個人情報データ 3 1 0 を受信した相手のユーザ 1 0 3 のみ、アドレス帳 3 3 0 に電子証明書 6 0 2 が保存される。

【0051】

次に、図 9 を参照しながら、ユーザ・データ 3 4 0 を保存する際の動作について説明を行う。図 9 はデータ部 3 2 5 の取得から、ユーザ・データ 3 4 0 の保存における携帯端末 1 0 1 a の動作を示すフローチャートである。

【0052】

まず、携帯端末 1 0 1 a の制御部 2 0 1 はデータ部 3 2 5 を取得する（ステップ 9 0 1 ）。

20

【0053】

データ部 3 2 5 を取得したユーザ A 1 0 3 a、即ち携帯端末 1 0 1 a の所有者はユーザ・データ 3 4 0 a に取得したデータ部 3 2 5 を保存するための操作を行う。このときに、コピー回数や、送信先等、任意に制限項目を指定して保存する。この情報は入力部 2 0 6 より入力される。制御部 2 0 1 は、入力部 2 0 6 より受け取ったコピー回数 3 2 3、特定ユーザ 3 2 4 等の入力項目、及び携帯端末 1 0 1 a の電子証明書 3 3 2 を付加して IC カード 1 1 0 中のユーザ・データ 3 4 0 a に書き込む（ステップ 9 0 2 ）。

【0054】

この他に、ユーザ・データ 3 4 0 に含まれるデータには、他の携帯端末 1 0 1 から送信されてきたものや、公のウェブ・サイトからダウンロードしたものも含まれる。自分で作成したデータ以外は、自分以外の作成者の携帯端末 1 0 1 の電子証明書 3 2 2 が付加されている。また、電子証明書 3 2 2 を含まないものもある。

30

【0055】

また、データ部 3 2 5 を取得したユーザ A 1 0 1 a、即ち画像データの撮影者であれば、自分の携帯端末 1 0 1 a に対するオペレーションによってのみ、ユーザ・データ 3 4 0 a の内容を変更できるようにしてもよい。即ち、例えば撮影日以降の後日、特定ユーザ 3 2 4 を追加したり、コピー回数 3 2 3 を変更したりすることができるようなユーザ・インターフェースを設けることもできる。この場合、さらにユーザ・データ 3 4 0 の安全性を高めるためにパスワード機能を持たせて第三者が携帯端末 1 0 1 a を用いて属性の変更を行わないようにしておいてもよい。

40

【0056】

次に、図 1 0、図 1 1 及び図 1 2 を参照しながら、携帯端末 1 0 1 a から携帯端末 1 0 1 b に対して、電子ファイルを送信する際の処理について説明を行う。図 1 0 は、ユーザ・データ 3 4 0 a の送信に伴う携帯端末 1 0 1 a の動作を示す。

【0057】

最初に、制御部 2 0 1 は、送信しようとするユーザ・データ 3 4 0 の電子証明書 3 2 2 を参照する（ステップ 1 0 0 1 ）。電子証明書 3 2 2 は、ユーザ・データ 3 4 0 のデータ部 3 2 5 の作成者、例えば写真等の画像データであれば、撮影者等の情報である。次に、

50

電子証明書 3 2 2 が送信しようとする携帯端末 1 0 1 a のものであるか検査を行う（ステップ 1 0 0 2）。携帯端末 1 0 1 a の IC カード 1 1 0 中にある IMSI を参照し、電子証明書 3 2 2 の IMSI と照合し、一致するかどうかを調べる。即ち、送信しようとするユーザ・データ 3 4 0 は自分が作成したデータかどうかの検証を行う。

【 0 0 5 8 】

電子証明書 3 2 2 が携帯端末 1 0 1 a のものでなければ（ステップ 1 0 0 2 の No）、制御部 2 0 1 は、エラーメッセージを出力して（ステップ 1 0 0 3）、直ちに処理を終了する。これは、ユーザ A 1 0 3 a が作成した電子ファイル、例えばユーザ A 1 0 3 a が、携帯端末 1 0 1 のカメラ 2 0 4 を使用して撮影した画像データでなければ、送信ができないことを意味する。

10

【 0 0 5 9 】

電子証明書 3 2 2 が自分のもの、すなわち携帯端末 1 0 1 a のものであれば（ステップ 1 0 0 2 の Yes）、次に、制御部 2 0 1 はユーザ・データ 3 4 0 a のコピー回数 3 2 3 を参照する（ステップ 1 0 0 4）。コピー回数 3 2 3 を検査することによって、許可されたコピー回数を超過してコピーが行われないようにする。コピー回数 3 2 3 が 0 であれば（ステップ 1 0 0 5 の No）、制御部 2 0 1 は、エラーメッセージを出力して（ステップ 1 0 0 6）、直ちに処理を終了する。

【 0 0 6 0 】

コピー回数 3 2 3 が 0 より大きければ（ステップ 1 0 0 5 の Yes）、次に制御部 2 0 1 は、アドレス帳 3 3 0 a の送信しようとする先のユーザ 6 0 1 と、ユーザ・データ 3 4 0 a の特定ユーザ 3 2 4 を照合する（ステップ 1 0 0 7）。照合のステップの中で、まず、制御部 2 0 1 は、ユーザ A 1 0 3 a が指定した送信先ユーザ 6 0 1 を取得する。次に送信しようとするユーザ・データ 3 4 0 a の特定ユーザ 3 2 4 を取得し、比較する。特定ユーザ 3 2 4 に複数のユーザ 1 0 3 が指定されていた場合には、送信先のユーザ 6 0 1 がその中に含まれるものであるかを検査する。即ち、送信しようとする先のユーザ 1 0 3 が、ユーザ・データ 3 4 0 の保存時に設定した送信対象のユーザ 1 0 3 と一致するかどうかを検査する。

20

【 0 0 6 1 】

ユーザ 6 0 1 と特定ユーザ 3 2 4 が一致しなかった場合（ステップ 1 0 0 8 の No）、制御部 2 0 1 は、エラーメッセージを出力して（ステップ 1 0 0 9）、直ちに処理を終了する。

30

【 0 0 6 2 】

ユーザ 6 0 1 と特定ユーザ 3 2 4 が一致した場合（ステップ 1 0 0 8 の Yes）、制御部 2 0 1 は、ユーザ・データ 3 4 0 のコピー回数 3 2 3 のカウントを 1 減らす（ステップ 1 0 1 0）。次に、制御部 2 0 1 は、送信処理を開始する（ステップ 1 0 1 1）。

【 0 0 6 3 】

尚、ステップ 1 0 0 3、ステップ 1 0 0 6、ステップ 1 0 0 9 のエラーメッセージは、携帯端末 1 0 1 の表示部 2 0 3 に表示される。

図 1 2 は、エラーメッセージ 1 2 0 1 の画面表示の一態様を示したものである。エラーメッセージ 1 2 0 1 には、「送信できません」等の送信失敗を示すメッセージ及び送信失敗の理由 1 2 0 2 が表示される。例えば、ステップ 1 0 0 9 に示すように、ユーザ・データ 3 4 0 を特定ユーザ 3 2 4 以外の携帯端末 1 0 1 に送信しようとした場合、図 1 2 に示すように「このデータは第三者に転送できません」等の表示を行う。

40

【 0 0 6 4 】

図 1 0 のステップ 1 0 0 2、ステップ 1 0 0 5 及びステップ 1 0 0 8 の検査については、ユーザ・データ 3 4 0 の設定によって行われ、設定のないものについては行われぬ。例えば、コピー回数 3 2 3 の設定がなければ、ステップ 1 0 0 4、ステップ 1 0 0 5 の処理は実行されない。

【 0 0 6 5 】

図 1 1 は、送信処理（図 1 0 のステップ 1 0 1 1）における、携帯端末 1 0 1 a 及び携

50

帯端末101bの動作を示すフローチャートである。

【0066】

まず、携帯端末101aの制御部201は、アドレス帳330中の送信先の電子証明書602を、ユーザ・データ340に付加し、携帯端末101aの電子証明書322の暗号鍵で暗号化して送信データ320とする(ステップ1101)。

【0067】

次に、制御部201は、送信データ320を送信先ユーザB103bの携帯端末101bに送信する(ステップ1102)。

【0068】

携帯端末101bの制御部201は、携帯端末101aより送られた送信データ320を受信する(ステップ1103)。

【0069】

携帯端末101bの制御部201は、アドレス帳330bを参照し、暗号鍵を用いて認証を行う(ステップ1104)。即ち、送信元のユーザA103aのデータをアドレス帳330b中から、当該データの電子証明書602を参照し、電子証明書中の暗号鍵の情報を読み取る。アドレス帳330bに含まれる電子証明書602の暗号鍵が、携帯端末101aから送信されてきた送信データ320を復号できる暗号であるかの認証を行う。

【0070】

暗号鍵による認証に失敗した場合(ステップ1105のNo)、制御部201は、送信データ320の内容を無効にし(ステップ1106)、処理を終了する。即ち、予め電子証明書を交換した携帯端末101からの送信データ320のみ、復号して読み取ることができる。

【0071】

暗号鍵による認証に成功した場合(ステップ1105のYes)、制御部201は、携帯端末101aからの送られた送信データ320を復号して、携帯端末101bのユーザ・データ340に保存する(ステップ1107)。

【0072】

以上のように、送り手の携帯端末101aでは、ユーザ・データ340の作成者の電子証明書322、コピー回数323、特定ユーザ324等を参照し、携帯端末101bに送信してもよいデータであるか否かを検査した後、送信データ320を作成し、携帯端末101bに送信する。受け手の携帯端末101bでは暗号認証を行い、認証が成功すれば携帯端末101aからの送信データ320を参照することができる。

【0073】

従って、画像データ等のデジタルコンテンツを含む電子ファイルの送信元と送信先のそれぞれの携帯端末101が互いに電子証明書を用いて個人情報を交換していなければ、電子ファイルの送受信の実行は制限される。これにより、第三者に対して自分の作成した電子ファイルを転送されることはなくなる。

【0074】

また、電子ファイルの作成時、即ち画像を撮影して保存するときなどに、任意の閲覧制限を付加することができるので、電子ファイルの種類によって転送の制限やユーザの制限を変えることが可能である。

【0075】

具体的には、ユーザA103aから画像データを含む送信データ320を受信したユーザB103bは、その送信データ320を他のユーザ、例えばユーザCに送信することに対し、制限を受ける。例えば、携帯端末101bのユーザ・データ340bに、携帯端末101aから送信された画像データを保存したとする。撮影者はユーザA103a自身である。電子証明書322には、携帯端末101aのIMSI、暗号鍵が含まれる。仮に、ユーザB101bが、ユーザC101cに送信しようとした場合、当該ユーザ・データ340の電子証明書322はユーザB101bの携帯端末101bのものではないから、図10のステップ1002の処理でエラーとなる。

【 0 0 7 6 】

例えば、撮影者ではないユーザ B 1 0 3 b が当該ユーザ・データ 3 4 0 を転送する許可を与えられていたとしても、暗号化することによって、携帯端末 1 0 1 b の電子証明書を持たない携帯端末 1 0 1 では閲覧ができない。このように、転送や閲覧に関して多重のチェックを行うことも可能である。

【 0 0 7 7 】

また、ユーザ・データ 3 4 0 のコピー回数 3 2 3 をカウンタとして使用することによって、コピーの回数を制限することができる。

例えば、ユーザ A 1 0 3 a は画像を撮影し、ユーザ・データ 3 4 0 にコピー回数 3 2 3 を指定して保存する。当該データを、ユーザ B 1 0 3 b に送信する。最初のコピー回数 3 2 3 を「1」とした場合、図 1 0 のステップ 1 0 1 1 に示すように、送信時にコピー回数 3 2 3 は「1」減算され、「0」となる。次にユーザ A 1 0 3 a は、当該データを他のユーザ 1 0 3 に送信しようとする、コピー回数 3 2 3 が 0 であるので、ステップ 1 0 0 5 でエラーとなる。

【 0 0 7 8 】

また、記録媒体経由やケーブル経由で携帯端末 1 0 1 以外の装置にデータをコピーする場合においても、同様にコピー回数 3 2 3 をカウンタとして用いることによって、無制限にユーザ・データ 3 4 0 がコピーされることを防ぐことができる。

【 0 0 7 9 】

以上、添付図面を参照しながら、本発明に係る通信システム等の好適な実施形態について説明したが、本発明はかかる例に限定されない。当業者であれば、本願で開示した技術的思想の範疇内において、各種の変更例または修正例に想到し得ることは明らかであり、それらについても当然に本発明の技術的範囲に属するものと了解される。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 8 0 】

【 図 1 】 電子ファイル保護システム 1 0 0 の構成を示すブロック図

【 図 2 】 携帯端末 1 0 1 のハードウェア構成図

【 図 3 】 IC カード 1 1 0 のデータ構造の一態様を示す図

【 図 4 】 個人情報データ 3 1 0 の一態様を示す図

【 図 5 】 送信データ 3 2 0 の一態様を示す図

【 図 6 】 アドレス帳 3 3 0 の一態様を示す図

【 図 7 】 ユーザ・データ 3 4 0 の一態様を示す図

【 図 8 】 個人情報データ 3 1 0 送信処理の動作を示すフローチャート

【 図 9 】 ユーザ・データ 3 4 0 書込み処理の動作を示すフローチャート

【 図 1 0 】 ユーザ・データ 3 4 0 の送信前処理の動作を示すフローチャート

【 図 1 1 】 送信データ 3 2 0 の送信処理の動作を示すフローチャート

【 図 1 2 】 エラーメッセージの一態様を示す図

【 符号の説明 】

【 0 0 8 1 】

1 0 0 電子ファイル保護システム

1 0 1 携帯端末

1 0 3 ユーザ

1 1 0 IC カード

2 0 1 制御部

2 0 2 記憶部

2 0 3 表示部

2 0 4 カメラ

2 0 5 送受信部

2 0 6 入力部

2 0 7 マイク

10

20

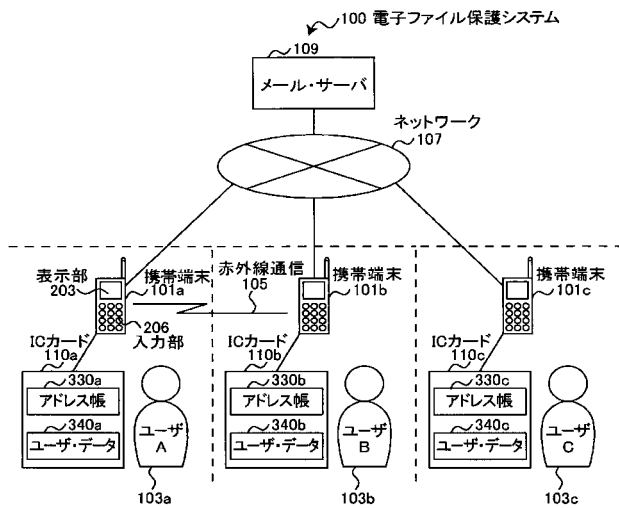
30

40

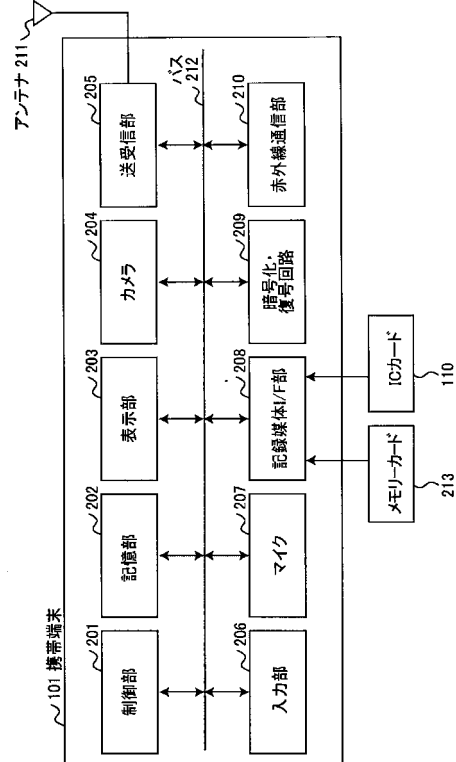
50

- 208 記録媒体 I / F 部
- 209 暗号化復号回路
- 210 赤外線通信部
- 211 アンテナ
- 213 メモリカード

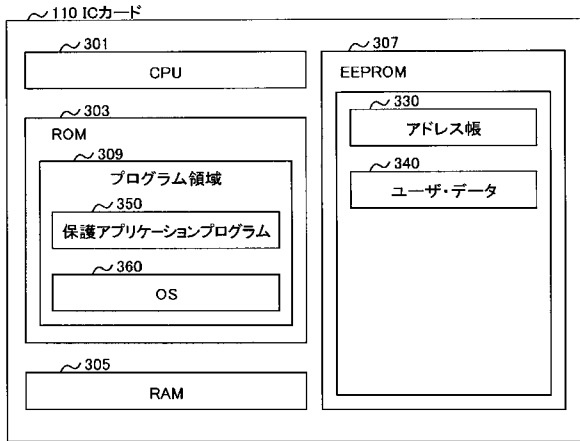
【 図 1 】



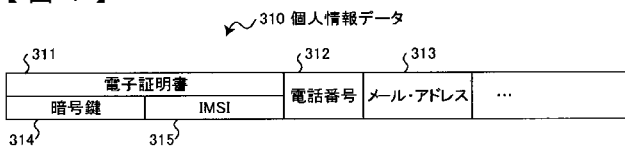
【 図 2 】



【図3】



【図4】

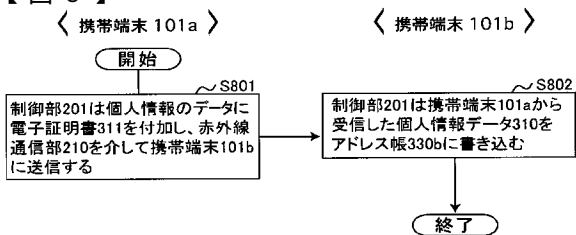


【図7】

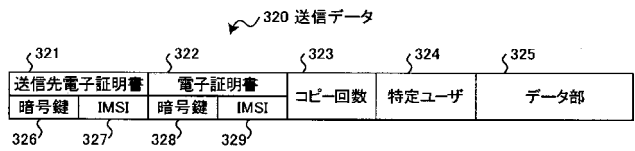
340 ユーザ・データ

701 ID	702 属性	323 コピー回数	324 特定ユーザ	322 電子証明書	325 データ部
1	写真	1	B	××××	■
2	動画	—	B,F	××××	■
3	音楽	—	—	—	■
4	写真	—	—	—	■
5	⋮				
6	⋮				

【図8】



【図5】

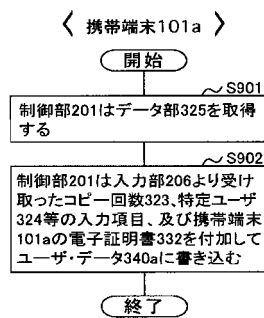


【図6】

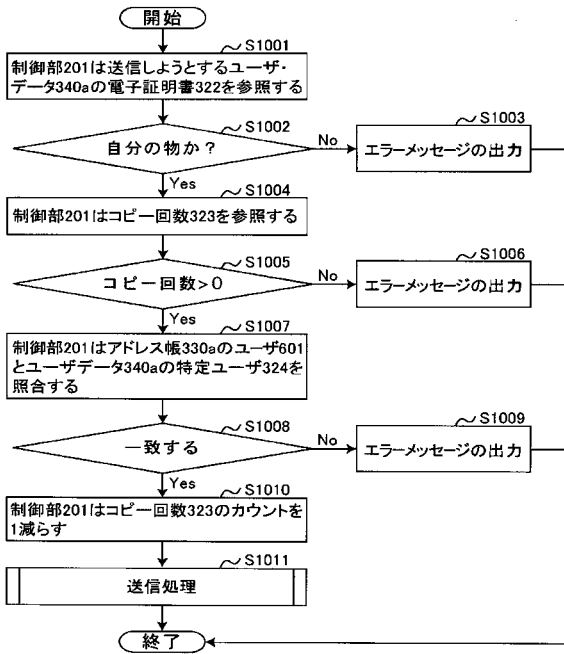
330 アドレス帳

601 ユーザ	602 電子証明書	603 電話番号	604 メール・アドレス	...
B	××××	〇〇〇-〇〇〇〇	△△△	
F	××××	〇〇〇-〇〇〇〇	△△△	
K	××××	〇〇〇-〇〇〇〇	△△△	
X	××××	〇〇〇-〇〇〇〇	△△△	
⋮	⋮	⋮	⋮	

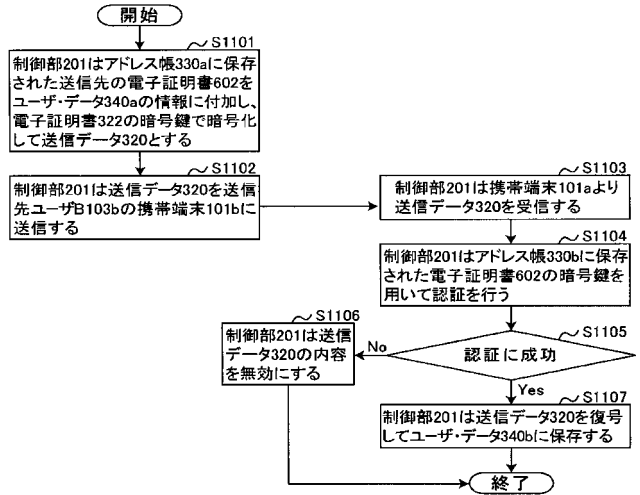
【図9】



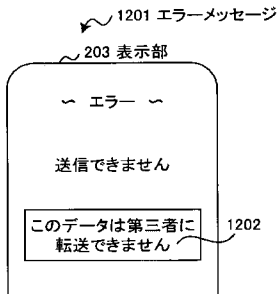
【図10】
携帯端末101a



【図11】
携帯端末101a < 携帯端末101b >



【図12】



フロントページの続き

(51) Int.Cl.		F I			テーマコード(参考)
H 0 4 M	11/00	(2006.01)	H 0 4 M	11/00	3 0 2
H 0 4 L	9/08	(2006.01)	H 0 4 L	9/00	6 0 1 C
			H 0 4 L	9/00	6 0 1 E

Fターム(参考) 5K067 AA30 BB04 BB21 DD17 DD51 EE02 EE16 EE25 EE37 FF02
HH22 HH23 HH24 HH36
5K201 AA08 BA06 BB07 BC23 BD06 CB12 CB20 ED05 EE09